

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	ファイアーウォール規制の見直し	
担当部署	金融庁企画市場局市場課 電話番号: 03-3506-6000(内線:2622) e-mail: RIA@fsa.go.jp	
評価実施時期	令和3年12月24日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的・必要性】</b>  優越的地位の濫用防止、利益相反取引の防止、顧客情報の適切な保護等を確保する観点から、主に銀行・証券会社間における顧客の非公開情報等の共有禁止等を定めたファイアーウォール規制が設けられている。  これまで、事前予防的な規制から事後処的な規制への規制全体の見直しの流れ、諸外国における規制環境の変化、規制目的と規制内容(手段)との比較衡量等の観点を踏まえつつ、累次にわたり、見直しが行われてきた、2008年におけるファイアーウォール規制の大幅な見直し以降、10年以上経過した足下までの状況を振り返ると、この間、低金利の継続、事業法人の資金余剰、フィンテック企業等他業種による金融業への参入、新型コロナウイルス感染症による経済社会全体への大きな影響等、金融を取り巻く環境が大きく変化している。  こうした中、本規制に関し、  ・ オプトアウト制度については、監督指針において手続の詳細が定められているが、顧客に対する説明事項が多い等、金融商品取引業者等の負担や顧客の利便性の観点からオプトイン制度と大差がない等の理由から、銀行・証券会社双方において必ずしも積極的に活用されていない  ・ 欧米にはない情報共有の禁止規定が過剰な規制と認識され、日本の国際金融センターとしての魅力を向上させる上で阻害要因の1つとなっている  ・ 顧客に対する総合的な金融サービスの提案・提供を阻害しているほか、顧客・金融機関の双方にとって、手続・管理面の負担が大きい  といった課題が指摘されている。  上記問題に対応するため、ファイアーウォール規制が金融実務を踏まえた実効性ある規制となるよう見直しを行う必要がある。</p> <p><b>【内容】</b>  ①上場会社等の対象法人の非公開情報等について、金融商品取引業者と親子法人等の関係にある銀行間等における情報授受に関し、当該法人の同意を不要とする一方で、停止の求めがあった場合には応じる措置(新たなオプトアウト制度)を設ける。  ②発行者・顧客の非公開情報の情報授受の同意取得について、新型コロナウイルス感染症の中で加速化するデジタル化への対応を踏まえ、手続のデジタル化を促進させる観点から、現行制度において電子メールを含む電磁的方法による同意取得が未整備となっている部分について対応を行うほか、電磁的方法による同意取得時に必要となる事前承諾を撤廃する。  ③ 金融機関又はその役員員における法人関係情報に基づく有価証券の自己売買等の禁止規定の対象に登録金融機関としての銀行を追加。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項、第16条の5の2、第117条第1項、第123条第1項・第2項、第149条、第150条、第153条第1項・第2項、第154条、第275条第1項、第281条、その他の関係法令(金融サービス仲介業に関する内閣府令第43条第2項 等)
想定される代替案	代替案: 上記【内容】の規制①において、金融商品取引業者と親子法人等の関係にある銀行間等における情報授受規制(同意取得)を撤廃する。	
直接的な費用	費用の要素	代替案1の場合
(遵守費用)	今回の改正により、上場会社等の対象法人の非公開情報等の授受に関して、金融商品取引業者等(金融商品取引業者:1,968者(令和3年10月31日時点【以下、この項目について同じ。】)及び登録金融機関:959者)が顧客の求めに応じて提供を停止するというを、当該顧客が容易に知り得る状態に置くことを要件として、情報の授受が許容されることとなるため、金融商品取引業者等において、当該要件を充たすための費用が発生する。 また、発行者・顧客の非公開情報等の授受の同意取得について、手続きのデジタル化が促進されることが予想されることから、従前の書面による手続きにかかる費用が減少する。 加えて、現在、証券会社にしか規制が課せられていない、金融機関又はその役員員における法人関係情報に基づく有価証券の自己売買等の禁止規定の対象に登録金融機関としての銀行(141者)を追加することで、規制を遵守するための費用が発生する。	①非公開情報の授受に関して、同意取得が不要となるため、金融商品取引業者等において、当該規制を遵守するための非公開情報の管理等に係る費用が本案に比べてより減少する。  ②非公開情報の授受に関して、同意取得が不要となるため、書面同意の手続きは一切発生せず、本案に比べて、書面発行に係る手続きがより減少する。
(行政費用)	今回の改正により、新たなオプトアウト制度の創設等、金融商品取引業等の情報授受規制等の緩和を行うことに伴い、優越的地位の濫用等が発生していないか等、関係法令の遵守状況について適切な検査・監督を実施するため、現行制度のみで対応する場合と同程度あるいはそれ以上の新たな行政対応に係る費用が発生しうると考えられる。	非公開情報の授受に関して、同意取得が不要となるため、本案と同様、関係法令の遵守状況についての検査・監督に係る費用が発生する。

直接的な効果(便益)	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>金融実務に即した実効性のある非公開情報の管理が行うことができることから、利益相反による弊害の防止等が維持されるとともに、金融商品取引業者等の事業活動の効率化が図られる。</p>	<p style="text-align: center;">代替案1の場合</p> <p>金融商品取引業者等の事業活動の効率化が図られる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響	<p style="text-align: center;">副次的な影響等</p> <p>上場会社等の対象法人の非公開情報等の授受に関して新たなオプトアウト制度を創設することで、我が国資本市場の一層の機能発揮、国際金融センターとしての市場の魅力向上、顧客に対するより高度な金融サービスの提供、国内金融機関の国際競争力強化、顧客の利便性向上等が図られることが期待される。一方、新たなオプトアウト制度の創設による対象法人の同意を不要とすることで、金融機関による社内ルールの整備やリスク管理部門のモニタリング等が適切になされない場合には、銀行等による優越的地位の濫用が生じる恐れがある。</p>	<p style="text-align: center;">代替案1の場合</p> <p>本案の場合と同様の効果が期待される可能性もある一方、行為規制・市場規律・顧客の最善の利益を図るといふ金融機関の行為規範が徹底されない場合、不公正取引や利益相反による弊害が生じ得る。</p>
政策評価の結果 (費用と効果(便益)の関係等)	<p>① 費用と便益の関係の分析 本規制案により、国内金融機関の投資銀行機能が向上し、資本市場において、事業法人に対して、より付加価値のある金融サービスの提供等を行うことを通じて、事業法人の国内外における新たな成長に係るサポートを行うことが期待される。したがって、本規制案によるプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果を大きく上回ると考えられる。</p> <p>② 代替案の比較 代替案においては、本案を上回る遵守費用の減少が見込まれる。さらに、金融商品取引業者等の事業活動の効率化が図られ、欧米金融機関の投資銀行業務等における顧客情報管理・利益相反管理等に係る制度及び実務と同等となり、国際的な日本の金融市場のプレゼンス向上に資すると考えられる一方、国内金融機関における顧客情報管理・利益相反管理・優越的地位の濫用防止等に係る制度及び実務に関する実態に馴染まない可能性もあり、総合的な便益は本案の場合を下回るものと考えられる。 よって、本案による改正が適当であると考えられる。</p>	
その他関連事項		
事後評価の実施時期等	改正後の規定の実施状況について検討を加え、利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用等を防止する観点から必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。本改正後5年以内に事後評価を実施する。	
備考		